

令和6年5月30日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー制度の一層の活用について（通達）
三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用については、「三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の改正について（通達）」（令和3年8月12日付けサ対発第129号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、情報通信技術の高度化等に伴い、新しいサービスや情報通信技術を悪用した犯罪が続々と発生し、その手口の悪質・巧妙化が進展していることを踏まえると、民間事業者等の知見を活用することの必要性が一層高まっていることから、下記のとおり、アドバイザー制度の一層の活用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いている中で、引き続き警察が有する「地域における犯罪等の防止を図る」という責務を遂行するためには、警察における対処能力を向上させるとともに、官民を挙げた取組を推進することが必要不可欠であるところ、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する民間人材の警察組織における活用は、そうした取組においても重要な役割を果たすことが期待されている。

そこで、アドバイザー制度の一層の活用により、警察職員全体のサイバーリテラシーの向上を始めとする人材育成の推進、県民に対する講演会の実施等による地域社会におけるサイバーセキュリティの水準向上等を積極的に推進すること。

2 アドバイザーの任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるものとする。

(1) 警察職員のサイバーリテラシーの向上

サイバー空間があらゆる犯罪に悪用され得る状況にあることを踏まえると、全ての警察職員がその脅威の情勢、基本的な情報通信技術の概要、最新のインターネットサービスの動向等について理解を深める必要があることから、講演、講義等において、最新のインターネットサービスやサイバーセキュリティに関する一般的な教養等を行うことにより、警察職員のサイバーリテラシーの向上に努めること。

(2) 高度専門人材等の育成

複雑化・巧妙化するサイバー事案の捜査及び対策を的確に推進するためには、高度で専門的な知識及び技能を有する高度専門人材の育成が必要であることから、講義、研修等において情報通信技術やサイバーセキュリティに関する専門的な教養等を行うなど、高度専門人材の育成に努めること。

(3) 捜査に係る必要な知識、技術に関する助言

サイバー事案の捜査や捜査に資する執務資料の作成において、必要な知識、技術に関する助言を求められた場合は、積極的に協力すること。

(4) 民間企業・団体等への広報啓発等

サイバーセキュリティ専門人材の確保がなされていない中小企業や医療機関等を対象として実施するサイバーセキュリティ教室や研修会等において講演を行うなど、民間企業・団体等への広報啓発に努めること。

(5) サイバー防犯ボランティアの専門性向上等

より高度な技術等の習得に関する要望があるサイバー防犯ボランティアに対して教養を行うなど、サイバー防犯ボランティアの参加者の専門性向上等を図ること。

3 委嘱等

(1) 委嘱

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者の中から、アドバイザーを委嘱する。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者

イ アドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る人格及び素養を有し、かつ、アドバイザーとしての活動に理解を有する者

ウ 企業等の被雇用者である場合は、雇用者等からの承認を得られる者

(2) 推薦

サイバー犯罪対策課長は、(1)の要件を満たす者を認めたときは、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書（別記様式1）により、本部長に推薦するものとする。

(3) 任期

アドバイザーの任期は2年間とし、再任を妨げない。

(4) 委嘱状の交付

本部長は、アドバイザーの委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式2）を交付する。再任する場合も同様とする。

(5) 解嘱

本部長は、アドバイザーから解嘱の申し出があった場合又は4に定める遵守事項について違反が認められた場合は、任期終了を待たず、これを解嘱する。

サイバー犯罪対策課長は、解嘱の事由が生じたと認めたときは、三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書（別記様式3）により、速やかに本部長に報告するものとする。

4 遵守事項

アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又はその類似行為を行ってはならない。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、アドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

5 アドバイザーに関する広報啓発等

(1) 広報啓発

アドバイザーによる活動について、三重県警察のウェブサイト等への掲載、報道機関への情報提供等を行うなど、積極的に広報啓発すること。

(2) 表彰

アドバイザーの功労に対して積極的な賞揚を行うこと。また、アドバイザーの功労に対する賞揚を行う場合には、当該賞揚について、三重県警察のウェブサイト等への掲載、報道機関への情報提供等を行うよう検討すること。

別記様式 1

発 第 号
 年 月 日

警 察 本 部 長 殿

サイバー犯罪対策課長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書

住 所		
	電話 () —	
氏 名		
	年 月 日生 (歳) 男・女	
職 業	勤務先	
	所在地	
	電話 () —	
経 歴		
健康状態		
推薦の理由		

別記様式 2

委 嘱 状

様

あなたに 年 月 日から 年 月 日までの間、
三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーを委嘱します。

年 月 日

三 重 県 警 察 本 部 長 印

別記様式 3

発 第 号
 年 月 日

警 察 本 部 長 殿

サイバー犯罪対策課長

三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱事由報告書

委嘱年月日	年 月 日
住 所	電話 () ー
氏 名	年 月 日生 (歳) 男・女
解嘱の理由	